

八潮市工事等検査規則の一部を改正する規則

八潮市工事等検査規則（平成元年規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号及び第 5 号中「130 万円」を「200 万円」に改め、同条第 6 号及び第 7 号中「50 万円」を「100 万円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。